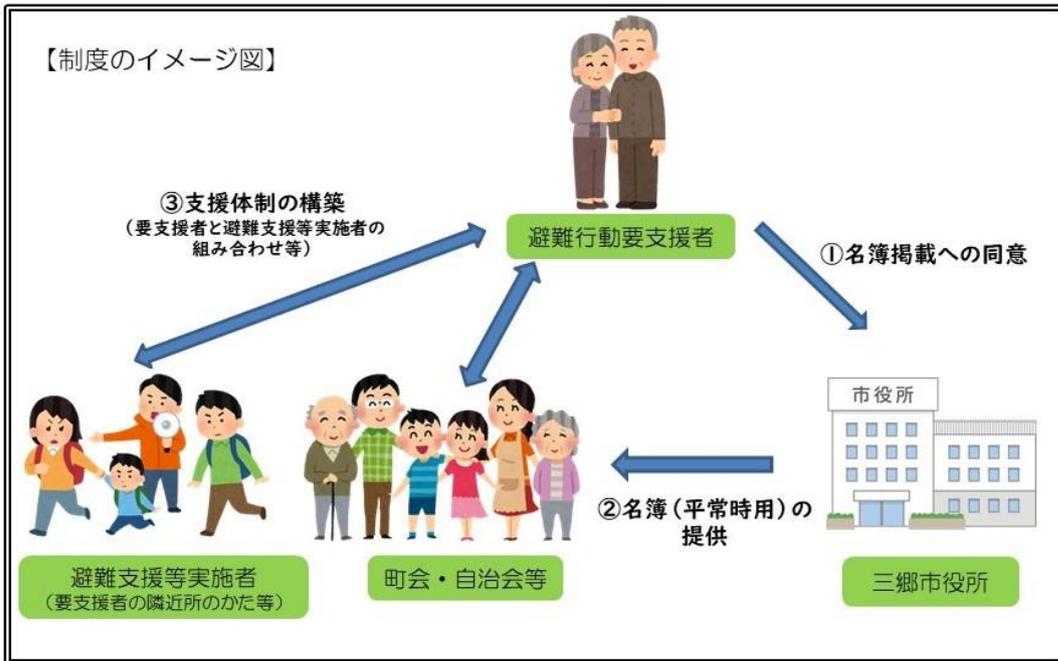


# みさとしひなんこうどうようしえんしゃしえんせいど 三郷市避難行動要支援者支援制度について

この制度は、災害時に自力で避難することが困難で、特に支援を必要とするかたの、氏名や住所などの情報を載せた「避難行動要支援者名簿」を作成し、町会・自治会・管理組合等の、避難支援等関係者に名簿を提供するものです。

平常時から声掛けや見守り等、地域で支援を必要とするかたを支える仕組みを作ります。



## 対象となる避難行動要支援者とは？

三郷市にお住まいで、下の①～⑤のいずれかに該当するかたが対象となります。

施設に入所されているかたや、長期入院のかたは対象とはなりません。

①	介護保険制度による要介護認定3以上の認定を受けているかた
②	身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けているかた
③	療育手帳（マルA・A）の交付を受けているかた
④	精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けているかた
⑤	①～④の要件に該当しないが、避難支援が必要と判断されるかた 【例】同居家族が就労等のために日中は独居となる高齢者や児童、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人、上記の手帳の交付を受けていない難病患者等、避難行動に不安があり名簿登載を希望するかた

※①～⑤に該当しない75歳以上の方で、災害時に支援を受けたい方は、3ページの問い合わせ先（ふくし総合支援課）までご連絡ください。

## 《避難支援が必要となるかたへ》

① ご自身でも、避難を支援して下さるかたを見つけておきましょう。

隣近所のかたなど身近なかたに、災害発生時の避難支援をお願いしておきましょう。



② 日頃から地域で「顔の見える関係」を築いておくことが重要です。

災害時に、地域の町会・自治会のかたに避難を支援してもらえるよう、日頃から、地域の中でお互いが声を掛け合える関係を築いておくことが重要です。

町会・自治会等に参加していないかたは、制度への登録をきっかけに、ご加入をお願いします。

③ 地域活動や声掛けを通じたコミュニケーションづくりが重要です。

災害時は、隣近所の皆さまのご協力が必要不可欠です。

普段からあいさつや声掛けのほか、地域で行われる防災訓練やお祭りなどには積極的に参加しましょう。また、地域の様々な問題にも協力して、「いざ」というときに助け合える関係を築いていきましょう。

### ポイント！

名簿に載っているかたへの避難支援は、地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするもので、避難支援等関係者のかたの任意の協力により行われるものです。

災害の状況によっては、避難支援等関係者が被災することもあるので、必ずしも支援が受けられるものではありません。

## 《避難支援にご協力いただけるかたへ》

災害はいつ起こるか分かりません。大きな災害では、消防や警察等の救援がすぐに到着できない場合があります。そのようなときに備え、地域の皆さまのご協力が必要となります。

まず、ご自身やご家族の安全を確保し、その後、市からお知らせする災害情報の伝達、安否確認、高齢者等避難などの避難情報が出た場合、ご自身が把握されている避難行動要支援者に対して可能な範囲で避難誘導などの、ご支援をお願いします。

### ポイント！

避難支援等関係者は、災害時等における避難支援について、法的な責任や義務を負うものではありません。

避難支援等関係者は、ご自身やご家族の安全の確保が出来たうえで、善意による地域活動として、可能な範囲で支援を行っていただくものです。

## 《個別避難計画について》

「個別避難計画」とは、要支援者をスムーズに避難支援するための計画で、避難支援等関係者が任意に作成するものです。

避難支援等関係者から作成の協力依頼があった際にはご協力をお願いいたします。

## 《注意事項》 必ず、ご一読ください！！

- ① 避難支援等関係者とは、町会・自治会・管理組合、のほか、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難支援等に携わる関係者を指します。
- ② 災害発生時等には、「同意なし」で回答したかたや、同意が未確認のかたの情報も、必要な場合に必要な限度で、避難支援等関係者に提供されることがあります。
- ③ 同意した後、お体の状態などを確認するため、名簿の情報を基に避難支援等関係者（町会・自治会の会長や役員など）がご自宅を訪問することがあります。避難支援時に必要な情報として、緊急連絡先などをお伺いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。
- ④ 一度同意されると、変更の申し出がない限り自動継続となります。再度、提出する必要はありません。同意書に記入した内容に変更が生じた場合、必ず下記問い合わせ先「ふくし総合支援課 地域福祉係」までご連絡ください。  
ただし、経年により再確認させていただく場合もあります。
- ⑤ 避難支援等関係者も被災しますので、支援を受けられない、あるいは遅れる場合もあります。平常時から、ご自身で災害時の必要な備えが基本となります。
- ⑥ 支援の具体的な内容は、お住まいの地域により異なります。
- ⑦ あなたの同意に基づき地域へ提供する情報は、三郷市及び避難支援等関係者で適切に管理し、目的外に利用いたしません。

### 問い合わせ先

三郷市役所 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1 048-953-1111（代表）

○ふくし総合支援課 地域福祉係（名簿作成及び更新について） 048-930-7775(直通)

○危機管理防災課 地域防災係（防災について） 048-952-1294(直通)

○介護保険課 介護認定係（要介護認定について） 048-930-7791(直通)

○障がい福祉課 障がい福祉係（障がい者手帳について） 048-930-7778(直通)

☆同意するか迷っているかたは、裏面の簡単チェックも目安にしてください☆

# 同意した方がいいのかな…？簡単チェック！

Q1.あなたは施設に入居、もしくは長期入院していますか？

はい

いいえ

「 はい」のかた

「 いいえ」のかた

この制度の対象外です。  
災害は突然やってきます。  
日ごろから備えましょう！

Q2.下記のいずれかに当てはまりますか？

- ① 要介護認定3以上を受けている。
- ② 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている。
- ③ 療育手帳（A・A）の交付を受けている。
- ④ 精神障害者手帳（1級）の交付を受けている。
- ⑤ ①～④には該当しないが、避難に不安がある。

いいえ

はい

「 いいえ」のかた

「 はい」のかた

1～3ページの内容を理解し、制度に納得いただけるかたは、  
別紙の同意書の「同意します」にチェックを入れ、ご署名と  
必要な情報のご記入をお願いします！

別紙のココにチェック！  
お名前もお忘れなく！  
裏面もご記入ください。

★4つのうち、1つだけしてください

三郷市避難行動要支援者名簿への個人情報の提供の同意書に

同意します       同意しません

施設入居中    長期入院中    この制度の対象外です



返信用封筒にいれてポストへ  
投函をお願いします！

令和6年12月発行